

## 八尾市告示第299号

八尾市本庁舎等警備及び建物総合管理業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月8日

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市本庁舎等警備及び建物総合管理業務
- (2) 業務履行場所 八尾市本庁舎（八尾市本町一丁目1番1号）、八尾市庁舎西館（八尾市本町二丁目2番2号）及び八尾市庁舎北分室（八尾市本町一丁目1番5号）
- (3) 業務委託期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和8年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「警備」小分類「庁舎常駐警備（建物維持管理業務有）」で登録されていること。
- (2) 1棟当たり延床面積10,000平方メートル以上の建物に係る警備業務及び設備管理業務を含む契約（同一の契約によるかは問わない。）について、元請として令和3年度以降に履行を完了した実績（1年を超える契約を履行中のものにあつては、1年以上履行したものを含む。）を有すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者を本市に配置することができること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する認定を受けていること（大阪府の区域外に主たる事務所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）。

- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況の報告における実雇用率が令和8年6月1日現在において2.5パーセント以上であること。
- (6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

### 3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

### 4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 実績調書及びこれを証明する契約書の写し
  - ウ 警備業法第4条の認定を受けていることを証する書面の写し（認定通知書の写し）又は同法第6条の規定により掲示している標識の写し（大阪府の区域外に主たる事務所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会が受理したことを証する書類の写し）
  - エ 障害者雇用状況報告書（令和8年6月1日現在のもの）
- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵

送により提出しなければならない。

(3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和8年7月22日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828（直通）

## 5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和8年7月8日から同月23日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

## 6 入札参加資格審査の結果通知

令和8年7月27日に電子メールにより通知する。

## 7 仕様書等の資料配布の日時及び場所

仕様書等の資料配布は入札参加資格が認められた者に対して、以下のとおり行う。

(1) 日時 令和8年7月27日午前9時から正午まで

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

## 8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、

質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和8年7月27日から同年8月4日午後4時まで

イ 問合せ先 八尾市総務部契約検査課

電子メールアドレス keiyaku3@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3828（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和8年8月17日午後4時までに電子メールにより通知する。

## 9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

## 10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

## 11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月20日（木）午後2時00分
- (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市役所本館4階 入札室

## 13 入札の中止等

- (1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。
- (2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

## 14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。
  - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
  - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

## 15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

## 16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他

- (1) 入札の参加人数は、1事業者1人とする。
- (2) 本件業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約に該当するため、次年度以降において予算が削減された場合には、契約の全部又は一部を解除することがある。

18 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828（直通） F A X 072-996-1993